

松原市教育委員会 3月定例会 議事録

1. 日 時 令和2年3月18日(水) 午後3時00分

2. 場 所 松原市役所 301会議室

3. 付議事件等

(1) 報 告 第2号 令和元年度松原市一般会計補正予算(第4号)について

第3号 松原市民松原図書館に係る教育財産の登録について

(1) 議 案 第11号 令和2年度松原市立学校園に対する重点指導事項 社会教育
の重点事項を定めることについて

出席委員 美濃教育長 栗崎教育委員 田中教育委員 有馬教育委員 佐野教育委員

事務局 伊藤教育総務部長 横田学校教育部長 坂野市民協働部長 中瀬福祉部長
浦井教育総務部次長 小川教育総務部副理事兼学校給食課長
岡林学校教育部次長 北野市民協働部次長 小玉福祉部次長
田中子ども未来室長
芝田文化財課長 田中教育総務課長 幸教職員課長 森教育推進課長
前崎地域教育課長 道屋教育研修センター長 津村いきがい学習課長
手束市民協働部参事 吉田福祉部参事

美濃教育長

それでは会議に入りたいと思います。

ただいまの出席委員は4名でございます。和田委員がご欠席ということでございます。私を含めまして、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

これより、3月定例教育委員会を開催いたします。

なお、大倉市民協働部理事、宮本教育政策課長が欠席ということの届け出がございましたので、ご報告させていただきます。

2月定例会の会議録につきましては、まだでき上がっておりませんので、次回定例教育委員会でお諮りしたいと思います。

次に、本日の会議録の署名委員を指名いたします。

委員会会議規則第17条第2項の規定により、佐野委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

初めに、教育長報告を行います。お手元の資料に基づき報告させていただきます。

2月26日から令和2年第1回定例会が始まりまして、令和2年度の施政方針や予算案につきまして審議がされているところでございます。

また、委員の皆様もご承知のとおり、この間、新型コロナウイルスの影響で各種イベント、会議などが中止または延期となったり、また学校の休校や卒業式の規模の縮小など、本市の教育行政にも大きな影響が出ているところでございます。

今後の感染拡大の状況によっては、各分野においてさまざまな対応がさらに必要になるかもしれませんけれども、教育委員会一丸となって取り組んでいきたいと思っております。教育委員の皆様方には、できるだけ速やかな情報提供等に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上、ご報告とさせていただきます。

特に、報告の件についてはご意見等、ないでしょうか。

それでは、議事に入る前に、新型コロナウイルス対策ということで、小中学校の休校ということ、それからどういう対応をとってきたかということについて、事務局から報告をお願いします。

横田学校教育
部長

それでは、新型コロナウイルスにかかわる小中学校の対応状況について、ご報告申し上げます。

委員の皆様方ご承知のように、2月末に、安倍首相が全国の小中高等学校を臨時休業ということで要請がございまして、それを受ける形で、本市はまず、一旦3月2日（月曜日）から3月13日（金曜日）までを臨時休業と決めて、進めてまいりました。

ところが、その期間中に本市市内での感染者の報告がございまして、それを受ける形で3月14日（土曜日）から3月24日（火曜日）まで、臨時休業を延長と決定いたしました。

実質的には、3月25日（水曜日）からにつきましてはもともと春季休業の予定でございますので、そのまま春季休業に入るという形になります。

ただし、校長会議、臨時校長会議等、複数設けまして、やはり子どもたちが休みのまま進めるのはあまりにもさまざまな安全対策の上で危険だということで、いろいろな配慮の必要な子どもたちも本市にはたくさんおります

ので、おおむね週に1回程度、安全確認日という日を設けまして、学年ごとに登校日を設けてきました。

その折に、被虐待の子どもたちの確認、さまざまな配慮の必要な子の確認、そして全児童生徒の家庭学習のアドバイス、それから生活の仕方のアドバイス、軽い運動などをさせながら進めてまいりました。

その上でですけれども、皆さんご承知のように3月13日に中学校の卒業式、それから3月18日、本日、小学校の卒業式がございましたが、こちらの参加者につきましては、さまざまな感染者の状況を考えまして、今年度は教職員と児童生徒のみで挙行了いたしました。

つまり、保護者、来賓はご遠慮いただいたということでございます。本日15日の小学校の卒業式を終え、結果的に22校の小中学校の卒業式を滞りなく、混乱なく終えております。具体的な状況でいいますと、式中に保護者が敷地内に入ることはなく、式終了後、お迎えに来られた保護者が校門前で記念写真を撮って帰っていかれました。

ほとんどの子どもたちが、本当にいい卒業式だったよということで保護者にその場で伝えた、あるいはご家庭に帰ってから、保護者にいい卒業式だったと報告があったということを知っております。

今後ですけれども、3月25日からの春季休業。こちらも本来であれば、通常は部活動以外の子は来ないのですけれども、やはり本市におきましては、さまざまな配慮を要する子を中心にもうかれこれ1カ月、春休みの最終日は4月7日でございますので1カ月以上休みが続くということですので、春季休業に入りました当初の3日間程度のうちに、子どもたちの運動不足、ストレス解消の場としまして、学年、時間を決めまして、校庭開放を予定しております。

もちろん、これにつきましては、正門のところの安全管理員の配置もしますし、校庭開放中は、教職員がついて安全確保するという条件の中で実施します。

あるいは、春休みに入ったその3日間のうちに、小学校全校において、図書室の開放日、開放時間を設けまして、必要な子どもたちは図書の貸し出しができるように、借りて帰れるような機会も設けることもございます。

皆様、一番次の大きな行事である、懸案されている入学式でございますが、これにつきましては、今のところ4月7日の予定でございます。そして始業式が4月8日の予定でございますけれども、まだ首相、国のほうからは登校、臨時休業解除という指示がございません。3月19日に安倍首相が会見をされる中で、何らかの今後の新学期のスタートについてのコメントが含まれると思われまます。そのもとに文部科学省、それから大阪府教育庁の指示に従って、新学期のスタートについては決定していこうと思っております。

現在のところの進捗状況は以上でございます。

美濃教育長

ありがとうございます。

ただいまの報告について、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

栗崎委員

子どもたちは、今、休んでもらっていますけれども、先生方は全員登校されているのですか。

横田学校教育 部長	<p>基本的に、先生方は通常勤務をされております。</p> <p>ただし、中には少数ですけど、ご自身のご子を、小学校の低学年が多いのですけれども、監護するために夫婦で交代で休まれたりしている場合もございますが、基本的にはほとんどの教職員は出勤して、子どもが来ない日も、さまざまな家庭訪問、電話確認、あるいはこれまででいいますと、卒業式の準備ですとか、通知表の作成、事務仕事等をしている状況です。</p>
栗崎委員	<p>ありがとうございます。</p>
佐野委員	<p>この休みに入ってから期間中のカリキュラムがありますよね。残った分はどうなりますか。</p>
横田学校教育 部長	<p>そこが今、国を挙げて検討されている課題なのですけれども、今のところ市として、臨時校長会議等で確認し合っておりますのは、当然、小6の子であれば中1に、おおむね市立中学校に進学しますので、小学校が責任を持って未修部分を引き継ぐということです。私立中学校に行く子については何らかの形で引き継ぎます。</p> <p>それから中3の子は高校に行ってしまうので、多種多様な進学先ですけれども、これもどのような形かにして未修部分を引き継ぐ必要があると思っておりますが、これは我が市だけではなく日本全国の問題でありますので、何らかの具体的な方法が示されるものであると考えています。</p> <p>ただし市内は小6から中1への引き継ぎは、口頭においてでも、あるいは書面においても簡単にできますので、そのあたりは十分できるのではないかと考えております。</p>
有馬委員	<p>きょう卒業式の息子の母なのですけれども、保護者が入れないことは少し残念だったのですけれども、正門前で子どもと写真を撮れたり、ほかの子どもたちとも挨拶ができて、先生にも校長先生にも挨拶ができたことがまずよかったかなと思います。子どもたちも笑顔で、晴れやかな顔で卒業式を迎えられたのが、多分一番うれしかったのかと思います。本当にありがとうございます。</p> <p>今聞いていて疑問に思ったのですが、図書室を開放するとおっしゃっていたのですが、6年生も小学校の図書室の本を借りることはできるのでしょうか。</p>
横田学校教育 部長	<p>基本的には返却を4月の冒頭、始業式というような設定をすることになりますので、それは、今、有馬委員の質問については想定しておりませんでしたので、あり得るとしたら4月中、3月中に返しに来なさいということですが、検討させていただきます。</p>
田中委員	<p>本当にご苦労されていると思うのですけれども、その中で、これが未来永劫続くわけではないと思うので、近い将来、こういった状況の中で登校していただくということになるかと思います。そのときに、各企業、役所でもそうですけども、入り口にアルコール消毒液を置くとか、マスクを着用させるとか、そういったことも必要かと思うのですけれども、それについては各学校どうなのでしょう。</p>

横田学校教育
部長

現状でいいますと、3月13日の中学校卒業式及び本日18日の小学校卒業式は、市の備蓄していたマスクを生徒数分確保しておりました、事前に配布して、全員が忘れても全員が着用できるようにできておりました。

ただし、今後、これも何日でつけかえるべきかということもありますし、今のところなかなか毎日着用し続けるのは、ご家庭が用意できなければ難しいと思いますが、これも国を挙げてのマスクの供給、それから消毒液の供給の算段も含めて、学校の再開というようなことも検討材料に入れなければならないかなと、今、田中委員の指摘で、私たちもまた改めて認識したところでございます。

ありがとうございます。

美濃教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにもコロナウイルス関連で何かございますか。

坂野市民協働
部長

今回の新型コロナウイルスの拡大を防止するという事で、本市の公共施設のほうも今休館をしております。これが、3月20日まで休館ということとさせていただきますのですが、21日以降についてどうするかということの中で、大阪府が今般、大阪府の公共施設の再開についての方針を示されました。

その方針でいきますと、3つの条件がございまして、施設の換気をよくする、それと人の密度を濃くならないように人と人との間を、間隔をあけるようにする、それと施設の中で行うイベントごとなどについては、大きな声を出したり接近した状態で話をしたりといったことをやらないようにしていく。そういうような3つの条件を満たしたものについては、順次、再開していくというようなことで、大阪府が方針出されました。

松原市といたしましてもこの大阪府の方針を踏まえまして、21日からこの条件を整えながら、順次、公共施設を再開していくというような方向になっております。

教育委員会所管の施設といたしましては、市民図書館、それから公民館がございまして、これも今3月20日まで休館というようなことにさせていただいていますが、これらについても21日より再開していきたいと考えております。

図書館につきましては、市民図書館では閲覧室の席を減らして人の間隔を確保するとか、換気を定期的に行うというようなことで対応していきたいと思っております。

ただし市民図書館の自習室につきましては、窓がないような部屋でございまして、なかなか十分な換気ができないというようなことと、自習室ということなので少し間隔が狭く、それを広くしていくと、収容する人数が余りにも少ないというようなこともありますので、自習室については、当面の間は利用を停止していきたいというふうを考えております。

また各図書館の分館につきましては、各館とも規模が小さいので、この人との密度の条件がなかなか満たすことが困難であるというようなところから、引き続き分館については休館とさせていただきたいのですが、予約本の受け渡しにつきましては分館でも対応していこうというふうを考えており

ます。

公民館につきましては、公民館各部屋、いろいろな大きさの部屋があるのですけれども、広さに応じた利用人数で、制限をさせてもらわなければならないこともあると思うのですが、そのような制限をさせていただいたり、コーラスなどの用途ですと感染の危険があるので、用途についても十分制限をさせていただきながら、公民館についても再開をさせていただきたいと考えております。

教育委員会の所管ではないのですけれども、体育館やドーム館、それから一とビュー、文化会館もですが、そういうようなところも、先ほど申しました3つの条件を満たすように、確保するようにしながら、一部利用制限も出てくるとは思いますが、それらについても再開をしていきたいというふうに考えているものでございます。

以上でございます。

美濃教育長

ありがとうございました。

ただいまの報告について、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、これより本日の議事に入りたいと思います。報告が2件、議案が1件、その他が2件となっております。

それでは、「報告第2号 令和元年度松原市一般会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

手東市民協働
部参事

「令和元年度松原市一般会計補正予算（第4号）について」ですが、個人の方より新図書館の開館記念といたしまして、図書購入に充ててほしいということで、寄附金5万円をいただいております。それにつきまして、専決処分を行ったので松原市教育委員会通則第7条第2項の規定にのっとり、今回報告させていただきます。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

美濃教育長

説明は終わりました。この件について何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

ないように見受けられますので、「報告第2号 令和元年度松原市一般会計補正予算（第4号）について」を承認することにご異議ございませんか。

各委員

（異議なし）

美濃教育長

異議なしと認めます。

よって、「報告第2号 令和元年度松原市一般会計補正予算（第4号）について」は承認されました。

続きまして、「報告第3号 松原市民松原図書館に係る教育財産の登録について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

手束市民協働部参事	<p>「松原市民松原図書館に係る教育財産の登録について」ですが、別紙なのですが、令和2年1月23日の時点で、業者より引き渡しを受けておりました。</p> <p>事務手続を行って、今回、教育財産として登録いたしましたので、今回教育委員会通則第7条第2項の規定にのっとり、今回報告させていただいています。</p> <p>ご承認のほど、よろしくお願いいたします。</p>
美濃教育長	<p>説明は終わりました。この件について何かご意見、ご質問はございますでしょうか。</p>
栗崎委員	<p>教育財産は、ほかにどんなところがございますか。</p>
手束市民協働部参事	<p>教育機関に係っている所管のところ、学校教育施設とか、公民館とか、そういう施設が教育財産に当たるといことです。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
美濃教育長	<p>ほかにございますでしょうか。</p> <p>ないように見受けられますので、「報告第3号 松原市民松原図書館に係る教育財産の登録について」を承認することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
美濃教育長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって「報告第3号 松原市民松原図書館に係る教育財産の登録について」は承認されました。</p> <p>続きまして、「議案第11号 令和2年度松原市立学校園に対する重点指導事項 社会教育の重点事項を定めることについて」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
横田学校教育部長	<p>「議案第11号 令和2年度松原市立学校園に対する重点指導事項 社会教育の重点事項を定めることについて」ご説明申し上げます。</p> <p>お手元の「令和2年度松原市立学校園に対する重点指導事項 社会教育の重点事項」の案をごらんください。</p> <p>前回、2月の教育委員会議で、お手元の資料の前半部分、最重点事項、重点指導事項のご説明を申し上げました。ページ数でいきますと、8ページの上、「部活動の在り方」となっているところまでを、前回ご説明をさせていただきました。</p> <p>本日は、8ページの続き以降の「重点指導事項ごとの取組み」、ここから最終ページまでを新たにご提案させていただきたくもでございます。</p> <p>この残りの「重点指導事項ごとの取組み」は、その前の重点指導事項、大きな4つの柱、そして17の重点の取組みについてのそれぞれの具体的な取組みを示しておりますので、これについてご検討いただくということになります。</p>

森教育推進課
長

今後のスケジュールにつきましては、本日この案につきまして承認をいただきましたら、これをすぐさま学校現場のほうへデータ送信、そしてこの印刷をスタートいたしまして、具体的には、4月当初、4月2日を予定しているのですが、臨時校長会議の折に全校長に示しまして、その後教職員にも冊子化したもの、この冊子を配布する予定でございます。

社会教育につきましても同様に、本日ご検討いただきまして、この冊子にまとめてお示しする予定ですので、よろしく願います。

それでは、続きまして各課からポイントについてのご説明をします、よろしく願います。

学校園教育に係る重点指導事項の教育推進課分の主な変更点について、ご説明をさせていただきます。

8ページをごらんください。

重点指導事項11、(1)「新学習指導要領の確実な実施」、下のほうです。②「外国語(英語)教育の充実」についてでございます。9ページの5段落目になります。

「小学校高学年において」というところになっておるのですが、後半部分に「多様な評価方法から、適切に評価できる方法を選択すること」とあるように、小学校高学年の評価の方法と適切に評価をするところを加筆したのになりますので、よろしく願います。

続いて、和田教育委員より事前にご意見をいただいた点で少し修正がありますので、ご報告をさせていただきたいと思っております。

10ページ、④「総合的な学習の時間」の指導の充実の2つ目ですが、3行目に、「環境や身近な地域社会の課題を取り扱うことや」ということなのですが、この「環境や」からを一つ・として起こしたいというふうに思っています。

理由は、少し文面が異なるところ、それから長くなっているところから、一つ・をふやして整理した形で示したいと思っております。

次に、24ページをごらんください。

24ページ、真ん中あたりの⑨「日本語指導を必要とする幼児・児童・生徒の受け入れ」というふうにあるのですが、そのタイトルの「幼児・児童・生徒の受け入れ」の「受け入れ」を、「幼児・児童・生徒への教育」というふうに変えたいと思っております。

理由は、受け入れをして終わりということでは決してございませんので、受け入れの後、しっかりと指導してまいりたいという意味を込めて変更したいと思っております。

次に、26ページ、真ん中あたりの②、「給食を活用した学校全体での食育の取組み」とあります。1つ目ですが、「偏った栄養摂取・朝食欠食などの食生活の乱れや肥満」、その後、この問題については深刻であるというふうになりまして、「そのため、食に関する指導にあたっては」とあるのですが、前段部分の「偏った栄養摂取」から、「そのため」までを省きたいというふうに考えています。

理由は、このような栄養摂取や偏りがある食生活に対してだけ食の指導をするわけではございませんので、「そのため」までをカットして、「食に関する指導にあたっては」からというふうにしたいと思っておりますので、よろしく願います。

道屋教育研修センター長	<p>教育推進課からは以上です。</p> <p>教育研修センター分の主な変更点について、ご説明させていただきます。9ページにお戻りください。</p> <p>先ほどの重点指導事項1の「新学習指導要領の確実な実施」の③です。③「ICT機器・機材の効果的活用」の部分でございます。・の3つ目をご覧ください。</p> <p>以前は、小学校におけるプログラミングの教育の研究を進めることというふうになっておりました。</p> <p>しかし、来年度、令和2年度から新学習指導要領が全面実施になりますので、研究を進めるのではなくて、「体験を通して「プログラミング的思考」を育み、コンピュータ等を必要に応じて活用しながら問題を解決する態度を育むよう指導すること」というふうに追加しております。</p> <p>続きまして、17ページをご覧ください。</p> <p>17ページの一番下のところです。⑤「携帯電話等・ネット上のいじめやトラブル防止の取り組みの推進」の部分でございます。これのちょぼの3つ目です。</p> <p>携帯電話使用についての記述で、「学校での取扱いについては」、本年度策定いたしました、「松原市立小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」を踏まえ、教育活動に支障が出ないようにすること」というのを加筆しております。</p> <p>以上が、学校教育部所管分についての主な変更点の説明でございます。</p> <p>続きまして、社会教育の重点事項について説明させていただきます。</p>
手東市民協働部参事	<p>54ページをお願いいたします。</p> <p>重点事項6「市民の教育と文化の発展に寄与する図書館活動の推進」の(1)「図書館行政の推進」とあります。こちらの今年度、新民図書館が建ちましたので、新図書館が建った後のことを今回記載させていただいて内容変更とさせていただきます。</p> <p>以上です。</p>
美濃教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これについて何か、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。</p>
有馬委員	<p>記入漏れではないかなと思うところがあったのですが、4枚目の第4章「学校園運営体制の充実と教職員の資質向上」の⑦の下が、多分⑧が記入漏れではないのかなと思うのですが。</p>
横田学校教育部長	<p>ご指摘ありがとうございます。</p> <p>「⑦教員免許更新制の周知徹底」の次の1行を削除した上で、「⑧労働安全衛生体制の充実」が挿入となります。</p> <p>ありがとうございます。</p>
美濃教育長	<p>36ページの一番上の⑧の表題を、目次のところに置きかえるということですね。</p> <p>ありがとうございます。</p>

有馬委員	3ページ、重点児童事項の⑦「いじめ・不登校等への取組みの推進」で、・3つ目の下、2月の定例会議のときに入っていた、いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインなどを参考に、法にのっとった対応をすること、なお深刻な事態に至るおそれがあるいじめなどについては、市教育委員会に速やかに報告すること、がなかったのですが、これは削除になるのでしょうか。
岡林学校教育 部次長	申しわけありません。間違っておりますので、今おっしゃっていただいた文を入れさせていただくということになります。
有馬委員	いえ、気づけてよかったです。
美濃教育長	ありがとうございます。 ほかにお気づきの点があったらお願いいたします。
有馬委員	個人的なお願いになってしまうかもしれないのですがけれども、15ページの②「日常的な情報の共有と生徒指導体制の確立」の・3つ目なんですけれども、こちら、多分小中合わせてのことが書かれていると思うのですがけれども、中学校に上がると担任はいるけれども教科制が変わって、子どもたちの様子の変化を先生たちで共有できてないのではないかと、子どもを通じて思うことがありまして、もし可能であれば、中学ではさらに教師間で意識して共有するなど、何かしらこういった文章を追加してほしいと思うのですが、それはできるのか、どうでしょうか。
岡林学校教育 部次長	ありがとうございます。検討させていただきます。
田中委員	すばらしい資料なのですがけれども、これの実行計画というのは各学校園の先生方が立てるという認識でいいのでしょうか。
岡林学校教育 部次長	そのとおりでございます。これに従って学校の教育活動、順番に計画を立てていきます。
田中委員	その中で、例えば細かなことですが、給食の残菜率の目標設定、そういったことも含めているということですか。
森教育推進課 長	給食の残菜率を何%にするという目標は立てているところではないのですが、食育の観点からも、給食を含めてしっかりと食事をするようにしようということと、残菜率を参考にしながら、喫食時間が短いと残菜率が上がってしまう、またその理由は一体何なのかということも、校内でしっかりと子どもの分析をしながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。
田中委員	前回、有馬委員から質問があったと思うのですが、6ページの上のほうの段落の中に、「7日間欠席した場合は」と、7日に固執されているんですけど

	れども、これはどういう見解でしたか。
岡林学校教育 部次長	<p>実際7日間という一定のめどですけど、例えば1日、2日で、やはり様子を緊急で確認しなければいけないという対応もしており、7日間というのは一定のめどということですので、7日間絶対待たなければならぬということではございません。</p> <p>以上です。</p>
横田学校教育 部長	<p>補足しますと、例えばこんな場合を指します。「休業日を除き引き続き7日欠席した場合」、その前に、「理由にかかわらず」とありますよね。なので、風邪です、きょうも風邪です、きょうも風邪、と毎日連絡があつて、風邪で7日間きちんと連絡があつても、7日たったらず必ず情報提供、通告しようということなのです。</p> <p>正当な理由があつても、この要保護児童対策地域協議会の進行管理台帳に載っている子どもは、児童相談所等に通告しようということなのです。</p> <p>だから正当な理由というのは、いろんな理由があると思うのですけれども、いかなる理由を保護者が学校に伝えてきたとしても、7日間連続で休んでいる場合は通告しようという意味ですので、かなり重たい、これは指示になっていると理解いただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
田中委員	<p>それを聞いて安心しました。要は、前文にある「不自然な外傷など新たな兆候や状況の変化等を把握した場合」という、こういうことを把握したら非常に重要なことだと思うので、それと7日というのが合致しなかったので、質問させていただきました。よろしく願いいたします。</p>
有馬委員	<p>36ページの①の「職員の「働き方改革」について」の・4つ目に「保護者・市民からの誤解を招くことのないよう」と書いてあるのですが、この「市民からの誤解」にはどういうことが当たるのか教えてもらってよろしいでしょうか。</p>
幸教職員課長	<p>これは来年度の重点事項なので、国が言っている45時間以内の残業とかいうことを来年度は規則に定める予定でございます。</p> <p>そういう規則ができて、学校にずっと電気がついていて、いつまでやっているのだというふうな誤解のないよう、できるだけ勤務時間を考えながら働いていただこうと考えております。</p> <p>以上です。</p>
有馬委員	<p>ありがとうございます。</p>
田中委員	<p>残業が45時間以内ということで、実態把握という面はよく議題になるのですが、この辺はどうでしょうか。タイムレコーダーを置くとかいう話もあるのですが、その辺の進捗状況は。</p>
幸教職員課長	<p>今年度につきましては、自分でつけるというふうに、勤務時間管理簿を毎月つけたものを提出していただいております。</p>

	<p>来年度からは、校務支援パソコンで、学校に来てパソコンを開いて校務支援のシステムを開いたら出勤、それからパソコン、校務支援システムをシャットダウンしたら退勤というふうに自動的につくようになっております。以上でございます。</p>
栗崎委員	<p>文章ではないのですけれども、13ページの7番、「国旗・国歌の指導」というところで、卒業式が行われていましたけれども、これは実践できましたでしょうか。</p>
幸教職員課長	<p>卒業式及び入学式に関しまして、終わりましたら必ず教育委員会のほうに報告を求めています、今回卒業式が終わりまして、全ての学校で壇上と玄関あるいは正門というところで国旗掲揚がなされております。以上でございます。</p>
栗崎委員	<p>ありがとうございます。 その次の「武道の指導」というところですが、中学校の武道はどういうことをされていますか。</p>
道屋教育研修センター長	<p>体育の中で、剣道や柔道など選べるのですが、松原では剣道を教えていると聞いております。</p>
栗崎委員	<p>指導は先生がされているのですか。</p>
道屋教育研修センター長	<p>はい、体育の教師が指導しています。</p>
栗崎委員	<p>体育の先生で、できるのですか。</p>
横田学校教育部長	<p>一昨年、体育の先生を集めまして、本市の剣道協会の方に講習をしていただきました。かなり好評で、自分で剣道をなさっている方もされてない方もおられますけれども、その講習でスキルは上がっていると認識しております。</p>
栗崎委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
美濃教育長	<p>ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。 よろしいですか。 それでは、これ以上はないように見受けられますので、委員の方々からご指摘のあった点、例えば記述漏れであるとか、加筆が必要な部分については、しっかり反映をしていくということにしまして、その前提のもとに「議案第11号 令和2年度 松原市立学校園に対する重点指導事項 社会教育の重点事項を定めることについて」を可決することに、ご異議ございませんでしょうか。</p>

横田学校教育 部長	<p>追加でお願いがございます。ご指摘の修正をこの後させていただきますけれども、さらにその時点で、例年句読点の多い少ないであるとか、新たな誤字、脱字、てにをはの脱落等が見つかることがございます。</p> <p>そのような軽微な修正をお任せいただくことを前提に承認をいただけますか。</p>
美濃教育長	<p>そういうことでございますので、そういう前提のもとで、「議案第11号 令和2年度 松原市立学校園に対する重点指導事項 社会教育の重点事項を定めることについて」を可決することに、ご異議ございませんでしょうか。</p>
各委員	(異議なし)
美濃教育長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議案第11号 令和2年度 松原市立学校園に対する重点指導事項 社会教育の重点事項を定めることについて」は可決されました。</p> <p>続きまして、その他案件に入ります。</p> <p>「令和2年度第2学期及び夏季休業日の変更について」の説明をお願いいたします。</p>
幸教職員課長	<p>2月の教育委員会議で、令和2年度の2学期開始日程の変更についてご説明させていただきましたが、正式に22校の校長から依頼がありましたので、松原市立学校の管理運営に関する規則の第3条の1に基づき、夏季休業日及び第1学期、第2学期の期間を次のように変更することになりました。</p> <p>夏季休業日につきましては、7月21日から8月31日までというところを、7月21日から8月27日までとします。</p> <p>また、学期につきまして、1学期が8月31日までというところを8月27日まで、2学期の開始が9月1日からであったところを8月28日からということで、来年度につきましては試行実施ということで変更させていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
美濃教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>この件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、続きまして、「松原市会計年度任用職員の給与等に関する松原市教育委員会規則及び松原市会計年度任用職員（外国語助手）の給与等に関する規則について」の説明をお願いいたします。</p>
岡林学校教育 部次長	<p>机上に資料をご用意させていただいております。</p> <p>会計年度任用職員制度によって来年度は、例えば非常勤職員などが任用されてまいります。</p> <p>これはどういうことかといいますと、公務員でそういう非正規雇用職員が全国的に増加しております。例えば、非常勤職員というような身分の方が雇われる場合に、自治体や役所によって雇い方にばらつきがありました。</p>

例えば、非常勤職員でもボーナスがもらえる自治体もあれば、もらえない自治体もあった。そして採用試験を実施している自治体もあれば、していない自治体もあったので、総務省のほうが非常勤職員等のあり方を見直して、新たに設定をし直すということで、会計年度任用職員制度を施行するということになりました。

来年度、松原市もその制度に基づいて非常勤職員等を任用していくのですが、例えばどう変わってくるかというと、フルタイムとパートタイムの職員の2種類に分かれるとか、期末手当も払うことが可能になりましたとか、正規職員の給料を基準として非常勤職員も給与が払われるようになりますとか、そういうような制度に基づいて任用していくことになります。

松原市の会計年度任用職員の例ですと、例えば一般事務の方の非常勤職員であったり、フルタイムで働いている方、それから保育士さんであるとか、介護訪問相談員であるとか、そういったところがあります。

例えば、時間給ですと、各学校に午前中配置されている教育支援員や、介助員が時間額の報酬のパートタイム職員となって任用されていくことになります。

ただ、A4、1枚のところ、■の6つについては、そういった専門職で市が雇っていく会計年度任用職員、非常勤職員とは違って、単価が高かったりした、特別に採用してきたものですので、これについては教育にかかわっては、この6つについては特別に教育委員会で任用していきますということで、改めて教育委員会の規則によって、この方々にどういう給料を払うかという規則を決めて払っていくという形をとっていきたいと思います。

実は、松原市会計年度任用職員の給与等に関する条例の第16条に、1週間当たりの正規の勤務日数であるとか、任期その他の任用の事情を考慮して任命権者が定める者の給与については、さまざまな条例に定められている、前各条の規定との均衡を考慮して任命権者、要は教育委員会の教育長が定めることが16条によってできますので、この6種類の非常勤職員については、教育委員会規則で定めていきたいと思っております。

特に大きく変わるのが、英語指導助手、JET・ALTでございます。この方々3名を雇用する予定ですが、その3名については、実は国のほうから交付金という形で給与が支払われます。

これは国が定めた給与の支払い方というのがありまして、これは特別にもう決められているものですから、会計年度任用職員制度と少しずれるのです。ですので、教育委員会の規則によって払っていくということを考えております。

例えば、外国から1年目に来た人は月給が28万円ですよと。実は期末手当がないです。2年目の方々は月額30万円ですよというふうに、もう国のほうで決められております。JET・ALTについては日本に外国から来た青年の、日本に来た生活の支援を行わなければいけませんので、その支援については英語教育コーディネーターを雇用して支援に当たっていただこうと思っております。ですので、JET・ALTを万が一使わないと、例えば何十年後かに松原市としては使わないと、この制度がまた変わるとなったときには、英語教育コーディネーターも自動的になくなる職ですので、教育委員会で、規則で定めて任用していく予定でございます。

そして、英語指導助手のALT、もともと松原市で雇用してきたものについても、やはり給与形態が、他の市で雇っている専門職とまた違いますので、

ALTも教育委員会で、そして日本語指導助手、それから小学校英語指導助手、それから部活動指導員についても同様に。

部活動指導員については、国・府のほうから補助金も出まして、最高額が時給1600円というふうに決められておりますので、それで教育委員会として雇っていく予定です。

この横置きのもは英語、特に大きなものはJET・ALTを雇うと、来年度中学校区に1人のネイティブスピーカーを配置することができますので、それによって今までの英語教育を続けてきた市の成果と課題、そして今後、7中学校区に校区ごとに1人のALTが、JET・ALTも含めて配置されることで、どのような効果を期待していくか書いたものです。これまでも説明させていただいてきたものですので、後ほどごらんになってください。

教育委員会規則は、本来は、きょうの教育委員会議で、議案として挙げるべきなのですが、会計年度任用職員制度が来年度から始まるということで、非常に市全体の制度に、規則についてもまだ完全にかたまっておりませんので、4月1日からの任用になりますと、申しわけありませんが策定のほうを立て込んでおいて、おこなっているところなのです。ですので、申しわけありませんが、教育長専決で定めていきたいと考えております。

何とぞよろしくお願いいたします。

美濃教育長

説明は終わりました。この件につきまして何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

栗崎委員

英語教育コーディネーターがいるということですがけれども、この外国語の指導助手の先生たちは、自分の国などで、雇われる前に、日本語教育は受けていないのでしょうか。

岡林学校教育
部次長

JET・ALTについては受けておられない方がほとんどだと考えていただいたら結構かと。

要は、外国語について教えようということですからけれども、その方々の採用条件に日本語が話せるということはないのです。

ですので、日本語が話せないまま来られている方が多くいらっしゃいます。話せる方もいらっしゃるのですが、非常に少ないと聞いております。

以上です。

栗崎委員

ありがとうございます。

美濃教育長

その他、何かございませんでしょうか。

浦井次長

毎年教育の方針を定めさせていただいております教育行政方針というのを出していただいております。

昨年の4月の教育委員会で挙げさせていただきましたけれども、この令和2年度につきましても、4月の教育委員会で挙げさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

美濃教育長

ほかに何かありますか。

よろしいですか。

それでは、以上で本日の日程については全て終了いたしました。これもちまして3月定例教育委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

(閉会宣言午後3時57分)

署 名 教育長 美濃 亮

委 員 佐野 恭彦